

専決処分の承認について（令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第4号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2020年（令和2年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分する。

2020年（令和2年）7月29日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,842千円を追加し、歳入歳出それぞれ199,000,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		71,306,975	283,842	71,590,817
	2 国庫補助金	48,655,534	283,842	48,939,376
歳入	合計	198,716,555	283,842	199,000,397

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,133,435	69,306	17,202,741
	7 防災費	1,049,000	69,306	1,118,306
11 教育費		14,227,536	214,536	14,442,072
	1 教育総務費	4,689,254	11,536	4,700,790
	2 小学校費	2,298,647	131,000	2,429,647
	3 中学校費	956,539	67,000	1,023,539
	4 特別支援学校費	128,645	5,000	133,645
歳 出	合 計	198,716,555	283,842	199,000,397

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額
15 国庫支出金	71,306,975	283,842
歳 入 合 計	198,716,555	283,842

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 特
				国庫支出金
2 総務費	17,133,435	69,306	17,202,741	69,306
11 教育費	14,227,536	214,536	14,442,072	214,536
歳 出 合 計	198,716,555	283,842	199,000,397	283,842

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
71,590,817
199,000,397

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	
					0
					0
					0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	71,306,975	283,842	71,590,817
2 国庫補助金	48,655,534	283,842	48,939,376
9 教育費国庫補助金	765,347	107,268	872,615
12 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	176,574	176,574
歳 入 合 計	198,716,555	283,842	199,000,397

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 教育総務費補助金	5,768	05 学校保健特別対策事業費補助金	5,768
2 小学校費補助金	65,500	06 学校保健特別対策事業費補助金	65,500
3 中学校費補助金	33,500	06 学校保健特別対策事業費補助金	33,500
6 特別支援学校費補助金	2,500	01 学校保健特別対策事業費補助金	2,500
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	176,574	01 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	176,574

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	17,133,435	69,306	17,202,741	69,306		
7 防災費	1,049,000	69,306	1,118,306	69,306		
2 地震対策費	479,077	69,306	548,383	69,306		
11 教育費	14,227,536	214,536	14,442,072	214,536		
1 教育総務費	4,689,254	11,536	4,700,790	11,536		
2 事務局費	2,433,073	11,536	2,444,609	11,536		
2 小学校費	2,298,647	131,000	2,429,647	131,000		
1 学校管理費	1,284,663	131,000	1,415,663	131,000		
3 中学校費	956,539	67,000	1,023,539	67,000		
1 学校管理費	610,077	67,000	677,077	67,000		
4 特別支援学校費	128,645	5,000	133,645	5,000		
1 学校管理費	126,045	5,000	131,045	5,000		
歳 出 合 計	198,716,555	283,842	199,000,397	283,842		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	11 需用費	69,306	01 地震対策事業費 69,306
			05 防災設備等整備事業費 69,306
	11 需用費	11,536	02 教育一般管理費 11,536
			09 事務局運営費 11,536
	11 需用費	112,975	02 一般管理運営費 131,000
	18 備品購入費	18,025	10 学校管理運営費 131,000
	11 需用費	57,215	02 一般管理運営費 67,000
	18 備品購入費	9,785	10 学校管理運営費 67,000
	11 需用費	4,485	02 一般管理運営費 5,000
	18 備品購入費	515	06 学校管理運営費 5,000

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。ただし，第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については，この限りでない。

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。